介護給付費明細書等の取消依頼を行う際の注意事項

- ① 取消依頼書は1回の取消依頼につき、1枚提出して下さい。
- ② 取消しを依頼する「介護給付費請求書明細書」の写しに、訂正内容を朱書きで記入し、添付してください。

複数月、複数名の取消しを行う場合は、添付漏れに注意してください。 ※添付漏れの場合は取消しが行えません。

- ③ 同月過誤を行う際は、必ず同月に再請求を行ってください。
- ④ 保険者(中間市以外も含む)からの指導や県の実地指導、および、国保連合会からの指導による取消しの場合は、申立事由コードの下2ケタが「42・49」のコードを使用し、行政指導の有無欄の「有」に○をしてください。

<記入上の注意事項>

年 月 日

中間市長様

1		
事業所印、代表者印ともに押印は不要です。		
	請求事務担当者の連絡先を	
記入してください。		
同月処理の場合は、同月に国保連合会へ再請求を行ってください。		
通常処理の場合は、「介護給付費過誤決定通知書」で過		
誤処理完了を確認した上で、再請求を行ってください。		
複数名であっても取消依頼書は1枚のみの提出です。		
給付費明細書の写しで過誤対象者を判断しますので、		
添付漏れに注意してください。		
別紙「過誤申立事由コード体系について」を 参照してください。		
保険者(中間市以外も含む)や県等からの指導による		
取消しの場合は、「有」としてください。		
取消事由を具体的かつ簡潔に記入してください。		